

○大野城太宰府環境施設組合職員の執務時間を定める規則

平成4年8月17日
規則第2号

大野城太宰府環境施設組合の執務時間は、大野城太宰府環境施設組合の休日を定める条例(平成4年
条例第6号)で定める休日を除き、午前8時30分から午後5時までとする。

附 則

この規則は、平成4年9月1日から施行する。